

慶弔規程

社会福祉法人 歎びの園

1. 社会福祉法人歎びの園役員及び評議員の慶弔規程を次のとおり定める。

(1) 弔慰金

①役員が死亡したとき	弔慰金	理事長	30,000 円
		理事・監事	10,000 円
	供花料		10,000 円
	弔 電		
②評議員が死亡したとき、	弔慰金		10,000 円
	弔 電		
③配偶者及び直系二親等以内の同居する家族が死亡したとき	弔慰金	理事長	10,000 円
		理事・監事	5,000 円
		評議員	5,000 円
	弔 電		

(2) 見舞金

①疾病により2週間以上の入院、若しくは長期療養を要するとき	見舞金		10,000 円
②罹災した場合	見舞金		10,000 円

(3) 祝金

①結婚したとき	祝 金		10,000 円
②出産したとき	祝 金		10,000 円
		配偶者	5,000 円

2. この規程に該当する事項が生じた場合、本人若しくは、関係者から社会福祉法人歎びの園事務局を通じて理事長に通報するものとする。

3. 施設利用者、職員、に対しても、この規程の範囲内で支出することができる。

4. この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する